**空き家把握・利活用等支援業務**

**企画提案募集要領**

この要領は、「空き家把握・利活用等支援業務」の実施に当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

　なお、本業務は、東温市が令和６年度当初予算の成立を経て発注するものであり、本募集による受託候補者決定後、東温市と契約締結交渉を行った後の契約となること及び契約締結後の業務の中止や内容の変更もあり得ることに留意すること。

**１　業務の目的**

　　所有者が意思決定をせず未流通となっている空き家・空き地等（以下、「空き家等」という。）について、所有者の掘り起こしから、課題の解決に向けた支援、活用提案までをトータルで実施し、空き家等を有効活用に導くことを目的とする。合わせて、東温市における空き家等の実態把握業務について、DXによる効率化等を行い、次年度以降も継続的に最新情報を把握し続けられる仕組みを構築することを目的とする。

**２　業務の概要**

**(1) 業務名**

　　　空き家把握・利活用等支援業務

**(2) 契約期間**

　　　契約締結の日から令和７年３月31日まで

**(3) 業務の内容**

　　　別紙「空き家把握・利活用等支援業務仕様書」のとおり

**３　提案見積上限額**

　　3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）

　　　　※企画提案書に記載された見積価格が上限額を超える場合は、審査の対象外とする。

※本業務の契約の如何を問わず、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

**４　事業者の選定方法**

　　公募型プロポーザル方式により実施する。

　　実施主体は、トライアングルエヒメ公募型DXイノベーション愛媛プロジェクト推進協議会とする。

**５　企画提案の応募資格・条件**

　　本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

　(1) 東温市の令和６年度時点における入札参加資格の認定を受けている者又は契約締結までに入札参加資格申請書を提出し認定を受けた者であること。

(2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の４の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。

　(4) 公示日から契約締結の間において、国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。

　(5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

　(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

　(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団若しくは法第２条第６号に規定する暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

　(8) 東温市と緊密な連絡体制が構築できること。

　(9) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに(1)～(8)の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

**６　応募**

**(1) 参加表明書の提出**

**提出期限　令和６年****４月９日（火）午後５時まで**

**① 参加表明書（様式１）　正本１部**

※ 共同企業体は、様式１－１を添付すること

　　**② 誓約書（様式２）　　　正本１部**

※ 共同企業体は、様式２－１、２－２を添付すること

　　**③ 付属書類**

　　　・会社等の概要（様式任意　電子データでの提出が難しい場合は既存のパンフレット等可）

　　**④ 提出方法**

　　　　持参又は郵送（書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるもの）による提出　　　　とするが、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできないこととする。（以下同じ。）

　　　　※ 郵送の場合は、提出期限までに到着すること。

　　**⑤ 参加の辞退**

　　　・参加を取り下げる場合は、令和６年４月16日（火）午後5時までに参加辞退届（様式３）正本１部を提出すること。

**(2) 質問書について**

**提出期限　令和６年４月９日（火）午後５時まで**

**① 質問書（様式４）**

・様式を用いて電子メールにより提出すること。

　　　・電子メールの件名は、「プロポーザル質問（空き家把握・利活用等支援業務）」とすること。

　　　・なお、質問書は電子メールでの提出のみとし、電話や口頭、受付期間外の質問は、一切受け付けない。

　　　・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に令和６年４月12日（金）午後5時までに電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

**(3) 企画提案書の提出**

**提出期限　令和６年４月１６日（火）午後５時まで**

**① 企画提案書の提出書（様式５）**

**② 企画書（様式任意）**

　　　・空き家把握・利活用等支援業務仕様書（以下、「仕様書」という。）に基づき、企画提案書を作成すること。

　　　・具体的には、基本方針、事業の進め方、提案者のノウハウ、成果把握、スケジュール、実施体制等を提案し、特色が分かりやすいものとすること。なお、図表等を用いることも可能である。

　　　・更なる成果の向上に資する追加提案がある場合は、具体的に記載すること。

　　　・企画提案に際しては、提案見積金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

　　**③ 費用見積書（様式６）**

・見積りに係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意）。

　　　　　※ 見積りに当たっては、仕様書の内容を十分に確認すること。

　　**④ 業務の統括責任者・従事予定者一覧表（様式７）**

　　　・本業務の実施に当たって十分な経験を有する者を統括責任者とすること。

　　　・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

　　　・提出後の総括責任者等の変更は、トライアングルエヒメ公募型DXイノベーション愛媛プロジェクト推進協議会がやむ得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

**⑤ 提出方法**

　　　・様式を用いて電子メールにより提出すること。

・電子メールの件名は、「プロポーザル企画提案（空き家把握・利活用等支援業務）」とすること。

※電子メールでの提出が難しい場合は、Ａ４判片面印刷とし、持参又は郵送により8部提出すること。

※郵送の場合は、提出期限までに到着すること。

**(4) 提出先**

　　　トライアングルエヒメ公募型DXイノベーション愛媛プロジェクト推進協議会事務局

　　　〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４－２

　　　愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課

　　　　（メール：smartgyouseisuishin@pref.ehime.lg.jp）

**(5) 公正な企画提案審査の確保**

　　　・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

　　　・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

　　　・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

　　　・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

**(6) 留意事項**

　　　・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。

　　　・提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。

・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、各自治体から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。

・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

**７　事業者の選定**

**(1) 選定方法等**

　　　審査会を設置し、提出された企画提案書等により内容審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行った者を受託候補者として選定する。

**(2) プレゼンテーション**

　　　時間、場所及び実施内容等に係る詳細通知を行った上で、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。

　　　なお、プレゼンテーションを実施する場合において、応募者が多数（６者以上）のときは、審査会において企画提案書による事前審査を行い、当該審査を通過した者のみを対象とする。

**(3) 審査基準**

　　　審査については、次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の着眼点 | 配点 |
| 遂行能力 | ・類似事業の実績やノウハウ、業務遂行能力があること。 | 20 |
| 企画提案 | ・事業の意図を理解した、具体性、妥当性のある企画内容であり、目標達成に向けた明確な道筋が示されていること。 | 25 |
| ・空き家利活用促進の事業化について、現状把握を行うとともに、解決すべき課題の抽出や、その課題を解決するための有効かつ効率的な提案が示されていること。 | 35 |
| ・相談先の設置等によって所有者に意思決定と空き家等の流通を促進し、空き家等の有効活用ができる提案が示されていること。 | 30 |
| ・DX等によって本事業の実施後にも効率的な実態把握ができる仕組みを構築し、持続的な自走が期待できる内容になっていること。 | 20 |
| 実施体制等 | ・円滑な業務実施に必要かつ十分な人員体制が確保されており、実施スケジュールにも無理がない内容となっていること。 | 10 |
| 見積価格 | ・経費の内訳が明確であり、提案内容に見合った適正な価格であること。・運用開始後のランニングコストの低減についても考慮していること。 | 10 |
| 合 計 点 数 | 150 |

　　 ・各委員は、各項目につき１～５点で採点し、補正係数（各項目の本来の配点への割り戻し係数）を乗じた点数を評価点数として評価する。

 ・評価点数が最も高い者を受託候補者として採択する。

・評価点数が２者以上同点となる場合は、企画提案の項目に関する最高得点を挙げた参加者を受託候補者として採択する。

・企画提案の項目が２者以上同点となる場合は、委員で協議のうえ、受託候補者を決定する。

・評価点数の合計が、配点合計に審査委員の人数を乗じた値の60％を下回る場合は、選定しない。

**(4) 審査結果**

　　　・審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知する。

　　　・受託候補者の選定結果については、県及び市ホームページ等で公表する。

　　　・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

**８　欠格事項**

　　応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

　　・民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

　　・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合

　　・本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合

　　・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合

　　・発表済の内容と酷似した提案を行った場合

　　・その他不正な行為があった場合

**９　契約**

**(1) 契約の締結**

　　　契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、東温市が受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、東温市と受託候補者の双方が合意に至った場合に、受託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更（見積書の変更を含む。）する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

**(2) 契約条項等**

　　　別に定める契約書のほか、東温市財務規則（平成16年規則第36号）の規定に準じることとする。

**10　著作権等の取扱**

**(1) 著作権者**

　　　成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、東温市に帰属することとする。なお、成果品については仕様書の「7.納入成果物」で定めるものとする。

**(2) 第三者への使用許諾**

　　　第三者への使用許諾は、適当と認められる場合に限り、東温市が行う。

**(3) 権利関係の処理**

　　・成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

　　・第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受注者の責任と費用負担で対応する。

　　・著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、東温市と受注者で協議の上、処理する。

**11　問い合わせ先**

　　　トライアングルエヒメ公募型DXイノベーション愛媛プロジェクト推進協議会事務局

　　愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課

　　　〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４－２

　　　TEL：089-912-2229　　FAX：089-912-2284

　　　e-mail：smartgyouseisuishin@pref.ehime.lg.jp